

令和8年3月24日

## 職員の懲戒処分の公表

次のとおり処分を行ったので、「春日井市職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、公表します。

概要	<p>令和7年12月24日(水)に、女子生徒を盗撮する目的で、名古屋市立中学校の女子トイレの個室に小型カメラを設置した。</p> <p>令和7年、名古屋市立中学校の女子トイレの個室に設置した小型カメラで少女の性的姿態等を撮影した。</p>
被処分者及び処分内容	<p>部活動指導員（市会計年度任用職員） 加藤 謙吾 免職 （地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒処分）</p>
処分年月日	令和8年3月24日（火）